

# 駐車場法施行令の一部を改正する政令案について

平成30年11月21日  
国土交通省都市局  
街路交通施設課

## 1. 改正の背景

駐車場法施行令では、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上である路外駐車場の出入口を設置することができない場所を定めています。ただし、交差点の側端等同施行令で掲げる一部の場所については、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認定する場合は、路外駐車場の出入口を設置することができます。

近年、まちづくり等の観点から、地域の土地利用や交通の状況に応じた柔軟な路外駐車場の出入口の設置を可能とするニーズがあることから、国土交通大臣の認定によって路外駐車場の出入口を設置することができる場所を追加します。

## 2. 改正の概要

国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めた場合に、路外駐車場の出入口を設置することができる場所として、

- ①道路の曲がり角から5m以内
- ②安全地帯の左側及びそこから10m以内
- ③乗合自動車の停留所、トロリーバス・路面電車の停留場の標示柱等から10m以内
- ④幅員6m未満の道路

を追加します。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成30年12月下旬

施行：平成30年12月下旬